

## 令和3年度〈公社〉兵庫県建築士会加古川支部 省エネ講習会のご案内

令和元年の建築物省エネ法の改正により、建築士は300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが、令和3年4月1日から義務付けられました。

加古川支部研修委員会では、「改正省エネ法の概要と小規模住宅省エネ計算実務の解説」と題して、株式会社兵庫確認検査機構様のご協力を賜り講師の方をお招きし、ハイブリッド形式で講習会を行うことを企画しました。これから住宅設計に取り組まれる会員はもちろん、既に説明対応されておられる会員も受講により制度への理解を深め、知識の補強が図れる内容となっております。

今回、新たな試みとして、講習会場にて参加される方以外にオンラインで自宅や事業所などでご視聴頂けるようにします。また当日研修時間中にチャットにて質問をお受けいたします。

### 記

第1回 1月22日(土)13:30～15:30 尾上公民館第1研修室

「改めて学ぶ！一戸建て住宅の建築物省エネ法改正と新基準」

(株)兵庫確認検査機構 山本 薫 様

第2回 2月12日(土)13:30～15:30 東播磨県民局「かこむ」会議室B

「外皮計算・一次エネルギー消費量計算の実施」

(株)兵庫確認検査機構 田中 良謙 様

募集人員 10名(10名に満たない場合のみ1回のみ参加も可能とします。)

オンライン参加 10名

参加費 会場参加 1000円(1回のみ参加の場合は500円)

オンライン参加 500円

参加条件 第2回会場参加の場合、パソコンを持参し、会場のWi-Fiに自力で接続が必要となります。

申込〆切 令和4年1月18日(火)までをお願いします。

※ 第2回のみ参加の方 令和4年2月8日(火)までをお願いします。

申込方法 メールに次の項目を記載し、支部E-mail宛、申込み下さい。

◎ メール件名：省エネ講習会参加申込み

◎ 本文

加古川支部研修委員会 宛

1. 氏名：〇〇 〇〇

2. 携帯番号：

3. メールアドレス：

4. 受講方法：会場受講 ・ オンライン受講 の別

5. 参加日：(1/22・2/12) ・ (1/22) ・ (2/12) の別

6. 勤務先：

● 支部E-mail:kentikusikai.kakogawasibu.2019@gmail.com

問合せ等 小西支部長 メールまたは電話でお問い合わせ下さい。

TEL:090-7889-2626(小西)

担当者 研修委員会 林 知宏 副委員長

これからの省エネ政策を鑑みると建築士における責任が大きくなっていくと思われます。是非、この機会を利用して省エネ法を身近なものとしてみてはいかがでしょうか。